

特別高圧電力料金負担軽減支援事業

厚生・産業常任委員会資料1-2
令和5年(2023年)5月9日
商工観光労働部

補正予算額：19.69億円

(商工観光労働部関係分 令和5年度5月補正)

目的

国の総合経済対策において激変緩和措置の対象となっていない特別高圧電力を利用する県内の中小企業等を支援し、エネルギー価格高騰に伴う負担の軽減を図る。

概要

対象事業者からの申請に基づき、対象期間内に使用された電力量に応じ、支援金を給付する。

- 対象事業者：特別高圧電力を受電している県内の中小企業等 ※大量の電力を使用する大規模な工場等
※特別高圧電力を一括受電している商業施設等に入居するテナント（中小企業）を含む（＝間接受電事業者）
- 対象期間：令和5年4～9月分（6カ月分）
- 支援単価：3.5円/kWh（9月分は1.8円/kWh）※国の激変緩和措置（高圧電力）と同じ
- 対象事業者数：（直接受電〔工場等〕）70者
（見込み）（間接受電〔テナント等〕）800者
- 1社あたり使用電力量：（直接受電）124.1万kWh/月
（平均）（間接受電）飲食店：2.31万kWh/月、その他：1.2万kWh/月

